

定 款

一般社団法人新潟 MICE サポート

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟 MICE サポートと称する。

英文名称は、THE ASSOCIATION OF NIIGATA MICE SUPPORT と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新潟県への MICE の誘致促進を行うことにより、行政及び多様な産業連携のもと MICE 関連産業の振興を図り、もって本県交流人口の拡大と地元経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MICE 誘致促進及び受入・開催支援に関する事業
- (2) 主催者への利便の提供及び接遇の向上に必要な事業
- (3) MICE に関する調査、研究並びに研修会、講演会等の開催
- (4) MICE に関する事業の企画開発並びにプロモーションの実施
- (5) MICE に関する商品企画開発、物品・飲食物の販売
- (6) 関係団体及び関係機関との連携及び情報交換並びに交流
- (7) MICE に関する人材の育成及び教育・啓発、資質の向上
- (8) MICE に関する出版物の刊行
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) 国・都道府県・市町村及び各種団体からの受託事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した法人、団体又は個人
- (3) 特別会員 この法人の目的、事業に賛同し連携する法人、団体又は個人

2 前項のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 法人の会員は、団体のうちから代表者を指名して登録するものとする。ただし、代表者は、必ずしも団体の長である必要はない。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けたとき、会員となる。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 13 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権等)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した会員の中から選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、6ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第36条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 新潟県新潟市北区*****

設立時社員 阿部 正喜

住所 新潟県新潟市東区*****

設立時社員 加藤 竜司

2. この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

3. 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人新潟 MICE サポート設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 3 月 16 日

設立時社員 阿部 正喜 印

設立時社員 加藤 竜司 印

会 員 規 程

平成 30 年 4 月 4 日制定

一般社団法人新潟MICEサポート

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人新潟MICEサポート（以下「本会」という。）

定款第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長が決定する。

(1) 本会の目的に賛同するものであること。

(2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 理事会において、入会が適当でないと判断した場合、入会を拒絶することができる。入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知するものとする。

5 前 3 項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。

6 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種 別)

第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した法人、団体又は個人

(3) 特別会員 本会の目的、事業に賛同し、連携する法人、団体又は個人

※上記は公共的団体等・公益経済団体・非営利法人・行政機関等を指す

2 前項のうち正会員をもって、本会の社員とする。

(入会金及び会費)

第 4 条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

(入会金)

第5条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 5万円
- (2) 賛助会員、特別会員 無料

(年会費)

第6条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員	年5万円
(2) 賛助会員	年1万2千円
(3) 特別会員	無料

(納付)

第7条 前条に定める入会金や年会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

- 2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。
- 3 入会の申込みをした主体は、本会の会員規程第2条に定める入会承認後、速やかに入会金及び当該年度の会費を納入する。
- 4 毎年の会費は、その年度の6ヶ月経過前に入会する場合は全額、6ヶ月経過後に入会する場合には半額とする。
- 5 前年度の会費を納入していない会員には、会費の納入を確認する為の督促を行うことが出来る。
- 6 会員が前年度および当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第10条の規定により会員資格を喪失する。
- 7 会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

(会費等の払い戻し)

第8条 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第9条 定款第8条、第9条、第10条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

(守秘義務)

第10条 会員は、本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(変更の届け出)

第11条 会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに

所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が第1項の変更申込をしなかったことにより不利益を被った場合、本会はその責任を一切負わない。

(損害賠償)

第12条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該会員は本会が受けた損害を本会に賠償する。会員資格が喪失または解除された場合も、本規約は継続される。

(変 更)

第13条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般法人の設立登記の日から施行する